

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 自動車¹の登録等（第四条・第三十九条）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 道路運送車両²の検査等（第五十八条・第七十六条）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章（略）</p> <p>第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、道路運送車両³に関し、所有権⁴についての公証⁵を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止⁶その他の環境の保全並びに整備⁷についての技術の向上を図り、併せて自動車⁸の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2）7（略）</p> <p>8 この法律で「使用済自動車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第 号）による使用済自動車をいう。</p> <p>第二章 自動車¹の登録等</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 自動車¹の登録（第四条・第三十九条）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 道路運送車両²の検査（第五十八条・第七十六条）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章（略）</p> <p>第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、道路運送車両³に関し、所有権⁴についての公証⁵を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止並びに整備⁷についての技術の向上を図り、あわせて自動車⁸の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2）7（略）</p> <p>第二章 自動車¹の登録</p>

(新規登録の申請)

第七条 登録を受けていない自動車の登録(以下「新規登録」という。)を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、第十五条の二第五項、第十六条第二項若しくは第八項の一時抹消登録証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一・二 (略)

三 第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第九十四条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車(人の運送の用に供する自動車のうち、国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。同条第五項において同じ。) 第十六条第二項の一時抹消登録証明書及び保安基準適合証

四 (略)

4 (略)

(変更登録)

第十二条 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、次条の規定による移転登録又は第十五条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

2～4 (略)

(永久抹消登録)

(新規登録の申請)

第七条 登録を受けていない自動車の登録(以下「新規登録」という。)を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、左に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、第十六条第二項のまつ消登録証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を呈示しなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一・二 (略)

三 第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた後に第九十四条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車(人の運送の用に供する自動車のうち、国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。同条第五項において同じ。) 第十六条第二項の抹消登録証明書及び保安基準適合証

四 (略)

4 (略)

(変更登録)

第十二条 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。但し、次条の規定による移転登録又は第十五条の規定によるまつ消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

2～4 (略)

(まつ消登録)

第十五条 登録自動車の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、使用済自動車の再資源化等に関する法律による情報管理センター（以下単に「情報管理センター」という。）に当該自動車が同法の規定に基づき適正に解体された旨の報告がされたことを証する記録として政令で定める記録（以下「解体報告記録」という。）がなされたことを知つた日）から十五日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

一・二（略）

2| 引取業者（使用済自動車の再資源化等に関する法律による引取業者をいう。第百条第一項第三号において同じ。）は、同法の規定に基づきその取扱いに係る登録自動車の解体報告記録がなされたことを確認し、これを確認したときは、自らが当該自動車の所有者である場合を除き、その旨を当該自動車の所有者に通知するものとする。

3| 登録自動車の所有者は、使用済自動車の解体に係る第一項の申請をするときは、同項の解体報告記録がなされた日及び車台番号その他の当該解体報告記録が当該自動車に係るものであることを特定するために必要な事項として国土交通省令で定める事項を明らかにしなければならない。

4| 第一項の場合において、登録自動車の所有者が永久抹消登録の申請をしないときは、国土交通大臣は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

5| 国土交通大臣は、前項の催告をした場合において、登録自動車の所有者が正当な理由がないのに永久抹消登録の申請をしないときは、永久抹消登録をし、その旨を所有者に通知しなければならない。

（輸出抹消登録）

第十五条の二 登録自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼつた日から当該輸出をする時までの間に、輸出抹消仮登録の申請をし、かつ、次項の規定による輸出抹消仮登録証明書の交付を受けなければならない。ただし、その自動車を一時的に輸出した後、本邦に再輸入することが見込まれる場合であつて輸出抹消仮登録を受けさせる必要性に乏しいものとして国土交通省令で定める

第十五条 登録自動車の所有者は、左に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、まつ消登録の申請をしなければならない。

一・二（略）

2| 前項の場合において、登録自動車の所有者がまつ消登録の申請をしないときは、国土交通大臣は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

3| 国土交通大臣は、前項の催告をした場合において、登録自動車の所有者が正当な理由がないのにまつ消登録の申請をしないときは、まつ消登録をし、その旨を所有者に通知しなければならない。

ものに該当する場合には、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

2 国土交通大臣は、前項の申請に基づき輸出抹消仮登録をしたときは、申請者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出抹消仮登録証明書を交付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の申請に基づき輸出抹消仮登録をしたときは、税関長に対し、当該自動車の輸出の予定日が経過した後速やかに、前項に規定する輸出抹消仮登録証明書の具備について関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条第二項の確認をしたことその他当該自動車の輸出の事実を確認するために必要な照会をしなければならぬ。この場合において、国土交通大臣は、当該自動車の輸出の事実を確認したときは、輸出抹消登録をするものとする。

4 第二項の規定により交付を受けた輸出抹消仮登録証明書に係る自動車が出発されることなく当該輸出抹消仮登録証明書の有効期間が満了したときは、当該自動車の所有者は、当該有効期間が満了した日から十五日以内に、国土交通大臣に当該輸出抹消仮登録証明書を返納しなければならぬ。

5 国土交通大臣は、前項の規定その他の事由により輸出抹消仮登録証明書の返納を受けたときは、次条第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録をし、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書を交付するものとする。

(一時抹消登録)

第十六条 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の申請に基づき一時抹消登録をしたときは、申請者に対し、一時抹消登録証明書を交付するものとする。

3 一時抹消登録を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知つた日）から十五日以内に、国土交通省令で定めるところにより、

第十六条 登録自動車の所有者は、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、まつ消登録の申請をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の申請に基づきまつ消登録をしたときは、申請者に対し、まつ消登録証明書を交付するものとする。

その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該自動車が減失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。

二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなつたとき。

4 第十五条第二項及び第三項の規定は、使用済自動車の解体に係る前項の規定による届出をする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「登録自動車」とあるのは、「一時抹消登録を受けた自動車」と読み替えるものとする。

5 一時抹消登録を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、その自動車を輸出しようとするときは、当該輸出の予定日から国土交通省令で定める期間さかのぼつた日から当該輸出をする時までの間に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨の届出をし、かつ、次項の規定による輸出予定届出証明書の交付を受けなければならない。この場合においては、国土交通大臣に当該自動車に係る一時抹消登録証明書を返納しなければならない。

6 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、当該自動車について輸出が予定されている旨が記載され、かつ、当該輸出の予定日までを有効期間とする輸出予定届出証明書を交付するものとする。

7 前条第三項及び第四項の規定は、一時抹消登録を受けた自動車の輸出に係る第五項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と、「輸出抹消登録を」とあるのは「その旨を自動車登録ファイルに記録」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第六項」と、「輸出抹消仮登録証明書」とあるのは「輸出予定届出証明書」と読み替えるものとする。

8 国土交通大臣は、前項において準用する前条第四項の規定その他の事由により輸出予定届出証明書の返納を受けたときは、その旨を自動車登録ファイルに記録するとともに、当該自動車の所有者に対し、一時抹消登録証明書を交付するものとする。

（届出記録）

第十七条 国土交通大臣は、第十五条の二第一項ただし書又は前条第三項若しくは第五項の規定による届出があつたときは、その旨を、政令で定めるところにより、第六条第一項の電子情報処理組織によつて、自動車登録ファイルに記録するものとする。

(自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置)

第十八条 国土交通大臣は、一時抹消登録をした自動車について、国土交通省令で定める期間が経過してもなお第十六条第三項又は第五項の規定による届出がなされないことその他の事情から判断して、当該自動車の所有者が正当な理由がなくてこれらの規定に違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、これらの規定による届出をなすべき旨の催告その他の当該自動車に係る自動車登録ファイルの正確な記録を確保するために必要と認められる措置を講ずることができる。

2 | 一時抹消登録を受けた自動車について所有者の変更があつたときは、旧所有者は、次項の規定により当該所有者の変更について自動車登録ファイルに記録がなされた場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、当該所有者の変更があつた旨を証明することができる契約書その他の資料を作成し、又は取得して、これを国土交通省令で定める期間保存し、国土交通大臣から求められたときは、これを提示し、又は提出しなければならぬ。

3 | 一時抹消登録を受けた自動車について所有者の変更があつたときは、新所有者は、政令で定めるところにより、当該所有者の変更について自動車登録ファイルに記録を受けることができる。

(自動車登録番号標の廃棄等)

第二十条 登録自動車の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取り外し、国土交通省令で定める方法により、これを破壊し、若しくは廃棄し、又は国土交通大臣若しくは第二十五条の自動車登録番号標交付代行者に返納しなければならぬ。

一 (略)

二 第十五条第一項の申請に基づく永久抹消登録、第十五条の二第一項の申請に基づく輸出抹消仮登録又は第十六条第一項の申請に基づく一

第十七条及び第十八条 削除

(自動車登録番号標の廃棄等)

第二十条 登録自動車の所有者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、当該自動車登録番号標及び封印を取り外し、国土交通省令で定める方法により、これを破壊し、若しくは廃棄し、又は国土交通大臣若しくは第二十五条の自動車登録番号標交付代行者に返納しなければならぬ。

一 (略)

二 第十五条第一項又は第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けたとき。

時抹消登録を受けたとき。

三 第十五条第五項の規定により永久抹消登録のあつた旨の通知を受けるとき。

2 4 (略)

(自動車登録ファイルの記録等の保存)

第二十一条 永久抹消登録、輸出抹消登録又は一時抹消登録をした自動車に係る自動車登録ファイルの記録は、それぞれ、永久抹消登録にあつては当該永久抹消登録をした日、輸出抹消登録にあつては当該輸出抹消登録をした日、一時抹消登録にあつては第十六条第三項の規定による届出に係る第十七条の規定による記録をした日又は第十六条第七項において準用する第十五条の二第三項後段の規定による記録をした日から五年間保存しなければならない。

2 (略)

(譲渡証明書等)

第三十三条 自動車を譲渡する者は、次に掲げる事項を記載した譲渡証明書及び一時抹消登録証明書(一時抹消登録があつた自動車を譲渡する場合に限る。)を譲受人に交付しなければならない。

一 四 (略)

2 3 (略)

(自動車の構造)

第四十条 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 九 (略)

(自動車の装置)

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 二十 (略)

三 第十五条第三項の規定により抹消登録のあつた旨の通知を受けるとき。

2 4 (略)

(自動車登録ファイルの記録等の保存)

第二十一条 まつ消登録をした自動車に係る自動車登録ファイルの記録は、まつ消登録をした日から五年間保存しなければならない。

2 (略)

(譲渡証明書等)

第三十三条 自動車を譲渡する者は、左に掲げる事項を記載した譲渡証明書及びまつ消登録証明書(まつ消登録があつた自動車を譲渡する場合に限る。)を譲受人に交付しなければならない。

一 四 (略)

2 3 (略)

(自動車の構造)

第四十条 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 九 (略)

(自動車の装置)

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一 二十 (略)

(乗車定員又は最大積載量)

第四十二条 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(原動機付自転車の構造及び装置)

第四十四条 原動機付自転車は、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一〇十一 (略)

(保安基準の原則)

第四十六条 第四十条から第四十二条まで、第四十四条及び前条の規定による保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「保安基準」という。)は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであつてはならない。

(整備管理者)

第五十条 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とする認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

2 (略)

(乗車定員又は最大積載量)

第四十二条 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(原動機付自転車の構造及び装置)

第四十四条 原動機付自転車は、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一〇十一 (略)

(保安基準の原則)

第四十六条 第四十条から第四十二条まで、第四十四条及び前条の規定による保安上又は公害防止上の技術基準(以下「保安基準」という。)は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならず、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであつてはならない。

(整備管理者の選任)

第五十条 乗車定員十人以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに、乗車定員十人以下の自動車を使用する自動車運送事業者又は乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の家用自動車の使用者は、五両以上の自動車の使用の本拠ごとに、その他の自動車の使用者は、十両以上の自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、整備管理者を選任しなければならない。

2 (略)

(整備管理者の資格)

第五十一条 削除

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、前条の整備管

理者となることができない。

一 自動車の整備又は改造に関して五年以上実務の経験を有する者

二 第五十五条の規定による自動車整備士技能検定のうち国土交通省令で定める種類に合格した者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む）以下単に「大学」という。）において、機械に関する学科を修得した者であつて、一年以上自動車の整備又は改造に関する実務の経験を有するもの

四 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による工業学校を含む。）又は中等教育学校において、機械に関する学科を修得した者であつて、三年以上自動車の整備又は改造に関する実務の経験を有するもの

2 | 第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者は、整備管理者となることができない。

（整備命令等）

第五十四条 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の使用者に対し、当該自動車^が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

2 地方運輸局長は、自動車の使用者が前項の規定による命令に従わない場合において、当該自動車^が保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動車の使用を停止し、又は当該自動車の使用の方法若しくは経路を制限することができる。

3・4 （略）

（整備命令等）

第五十四条 地方運輸局長は、自動車^が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき（次条第一項に規定するときを除く。）は、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の使用者に対し、当該自動車^が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

3・4 （略）

- 第五十四条の二 地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く。）が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、当該自動車保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。
- 2| 地方運輸局長は、前項の規定により整備を命じたときは、当該自動車の前面の見やすい箇所に、国土交通省令で定めるところにより、整備命令標章をはり付けなければならない。
 - 3| 何人も、前項の規定によりはり付けられた整備命令標章を破損し、又は汚損してはならず、また、第五項の規定により第一項の規定による命令を取り消された後でなければこれを取り除いてはならない。
 - 4| 第一項の規定による命令を受けた自動車の使用者は、当該命令を受けた日から十五日以内に、地方運輸局長に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行った当該自動車及び当該自動車に係る自動車検査証を提示しなければならない。
 - 5| 地方運輸局長は、前項の提示に係る自動車が保安基準に適合するに至つたときは、直ちに第一項の規定による命令を取り消さなければならない。
 - 6| 地方運輸局長は、自動車の使用者が第一項の規定による命令若しくは指示に従わないとき又は第三項若しくは第四項の規定に違反したときは、六月以内の期間を定めて、当該自動車の使用を停止することができる。
 - 7| 前項の処分に係る自動車の使用者は、同項の規定による自動車の使用の停止の期間の満了の日までに当該自動車が保安基準に適合するに至らないときは、当該期間の満了後も当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間は、これを運行の用に供してはならない。

(改善措置の勧告等)

第六十三条の二 国土交通大臣は、前条第一項の場合において、その構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認める同一の型式の一定の範囲の自動車(検査対象外軽自動車を含む。以下この項及び次項並びに次条第一項から第三項までにおいて同じ。)について、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、当該自動車(自動車)を輸入することを業とする者以外の者が輸入した自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。以下「基準不適合自動車」という。)を製作し、又は輸入した自動車製作者等に対し、当該基準不適合自動車を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

2| 国土交通大臣は、前条第一項の場合において、保安基準に適合していないおそれがあると認める同一の型式の一定の範囲の装置(自動車の製作の過程において取り付けられた装置その他現に自動車に取り付けられている装置であつてその設計又は製作の過程からみて前項の規定により当該自動車の自動車製作者等が改善措置を講ずることが適当と認められるものを除く。以下「後付装置」という。)であつて主として後付装置として大量に使用されていると認められる政令で定めるもの(以下「特定後付装置」という。)について、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、当該特定後付装置(自動車の装置を輸入することを業とする者以外の者が輸入した特定後付装置その他国土交通省令で定める特定後付装置を除く。以下「基準不適合特定後付装置」という。)を製作し、又は輸入した装置製作者等(自動車の装置の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車の装置を製作することを業とする者から当該装置を購入する契約を締結している者であつて当該装置を輸入することを業とするものをいう。以下この条、次条第二項から第四項まで及び第六十三条の四第一項において同じ。)に対し、当該基準不適合特定後付装置を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

3| 国土交通大臣は、その原因が設計又は製作の過程にあると認める基準不適合自動車又は基準不適合特定後付装置について、次条第一項の規定による届出をした自動車製作者等又は同条第二項の規定による届出をした装置製作者等による改善措置が講じられ、その結果保安基準に適合し

(改善措置の勧告等)

第六十三条の二 国土交通大臣は、前条第一項の場合において、その構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認める同一の型式の一定の範囲の自動車(検査対象外軽自動車を含む。以下この項並びに次条第一項及び第二項において同じ。)について、その原因が設計又は製作の過程にあると認めるときは、当該自動車(自動車)を輸入することを業とする者以外の者が輸入した自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。以下「基準不適合自動車」という。)を製作し、又は輸入した自動車製作者等に対し、当該基準不適合自動車を保安基準に適合させるために必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

2| 国土交通大臣は、その原因が設計又は製作の過程にあると認める基準不適合自動車について、次条第一項の規定による届出をした自動車製作者等による改善措置が講じられ、その結果保安基準に適合していないおそれがなくなつたと認めるときは、前項の規定による勧告をしないもの

ていないおそれがなくなつたと認めるときは、第一項又は前項の規定による勧告をしないものとする。

4| 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた自動車製作者等又は装置製作者等がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

5| 国土交通大臣は、第一項又は第二項に規定する勧告を受けた自動車製作者等又は装置製作者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製作者等又は装置製作者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善措置の届出等)

第六十三条の三(略)

2| 装置製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の特定後付装置が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認められる場合において、当該特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に次に掲げる事項を届け出なければならぬ。

一 保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認める特定後付装置の状況及びその原因

二 改善措置の内容

三 前二号に掲げる事項を当該特定後付装置の使用者に周知させるための措置その他の国土交通省令で定める事項

3| 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定による届出に係る改善措置の内容が、当該自動車又は特定後付装置について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために適切でないと認めるときは、当該届出をした自動車製作者等又は装置製作者等に対し、その変更を指示することができる。

4| 第一項の規定による届出をした自動車製作者等又は第二項の規定による届出をした装置製作者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る改善措置の実施状況について国土交通大臣に報告しなければ

とする。

3| 国土交通大臣は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた自動車製作者等がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(改善措置の届出等)

第六十三条の三(略)

2| 国土交通大臣は、前項の規定による届出に係る改善措置の内容が、当該自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために適切でないと認めるときは、当該届出をした自動車製作者等に対し、その変更を指示することができる。

3| 第一項の規定による届出をした自動車製作者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る改善措置の実施状況について国土交通大臣に報告しなければならない。

ばならない。

(報告及び検査)

第六十三条の四 国土交通大臣は、前二条の規定の施行に必要な限度において、基準不適合自動車^一を製作し、若しくは輸入した自動車製作者等若しくは基準不適合特定後付装置^二を製作し、若しくは輸入した装置製作者等又は前条第一項の規定による届出をした自動車製作者等若しくは同条第二項の規定による届出をした装置製作者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該自動車製作者等若しくは装置製作者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(自動車検査証の返納等)

第六十九条 自動車の使用者は、当該自動車について次に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日(当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知つた日)から十五日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

一・二 (略)

三 当該自動車について第十五条の二第一項の申請に基づく輸出抹消仮登録又は第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録があつたとき。

四 当該自動車について次条第三項の規定による届出に基づく輸出予定届出証明書の交付がされたとき。

2 第五十四条第二項又は第五十四条の二第六項の規定により自動車の使用の停止を命ぜられた者は、遅滞なく、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

3 国土交通大臣は、第五十四条第三項の規定により使用の停止の取消をしたとき又は第五十四条の二第六項の規定による自動車の使用の停止の期間が満了し、かつ、当該自動車^一が保安基準に適合するに至つたときは、返納を受けた自動車検査証を返付しなければならない。

4 (略)

(報告及び検査)

第六十三条の四 国土交通大臣は、前二条の規定の施行に必要な限度において、基準不適合自動車^一を製作し、若しくは輸入した自動車製作者等又は前条第一項の規定による届出をした自動車製作者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該自動車製作者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(自動車検査証の返納等)

第六十九条 自動車の使用者は、当該自動車について次に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

一・二 (略)

三 当該自動車について第十六条第一項の申請に基づく抹消登録があつたとき。

2 第五十四条第二項の規定により自動車の使用の停止を命ぜられた者は、遅滞なく、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

3 国土交通大臣は、第五十四条第三項の規定により使用の停止の取消をしたときは、返納を受けた自動車検査証を返付しなければならない。

4 (略)

は「輸出予定届出証明書」と読み替えるものとする。

6 国土交通大臣は、前項において準用する第十五条の二第四項の規定その他の事由により輸出予定届出証明書の返納を受けたときは、その旨を第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録するものとする。

(準用規定)

第六十九条の三 第十八条の規定は、自動車検査証が返納された検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について準用する。この場合において、同条中「自動車登録ファイル」とあるのは「第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイル」と、同条第一項中「第十六条第三項又は第五項」とあるのは「第六十九条の二第一項又は第三項」と、同条第二項中「次項」とあるのは「第六十九条の三において準用する第十八条第三項」と読み替えるものとする。

(限定自動車検査証等)

第七十一条の二 国土交通大臣は、新規検査若しくは予備検査（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車であつて、当該自動車の長さ、幅又は高さその他の国土交通省令で定める事項（以下「構造等に関する事項」という。）がそれぞれ当該自動車に係る一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものに係るものに限る。）又は継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合しないと認める場合には、当該自動車の使用を停止する必要があると認めるときを除き、限定自動車検査証を当該自動車の使用者（予備検査にあつては、所有者）に交付するものとする。

2
5 (略)

6 限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の交付を受けている自動車に係る一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項について変更があつたときは、その効力を失う。

7 (略)

(限定自動車検査証等)

第七十一条の二 国土交通大臣は、新規検査若しくは予備検査（第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車であつて、当該自動車の長さ、幅又は高さその他の国土交通省令で定める事項（以下「構造等に関する事項」という。）がそれぞれ当該自動車に係る抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものに係るものに限る。）又は継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合しないと認める場合には、当該自動車の使用を停止する必要があると認めるときを除き、限定自動車検査証を当該自動車の使用者（予備検査にあつては、所有者）に交付するものとする。

2
5 (略)

6 限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の交付を受けている自動車に係る抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項について変更があつたときは、その効力を失う。

7 (略)

(検査記録)

第七十二条 国土交通大臣は、本章に規定する自動車の検査、第六十九条の二第一項及び第三項の規定による届出並びに自動車検査証及び自動車検査証返納証明書の交付、記入、返納及び再交付に関する事項を、政令で定めるところにより、電子情報処理組織によつて、自動車登録ファイル(検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査ファイル、二輪の小型自動車にあつては二輪自動車検査ファイル)に記録するものとする。

2 (略)

(軽自動車検査ファイル等の記録の保存)

第七十二条の二 自動車検査証が返納された検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係る前条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルの記録は、第六十九条の二第一項の規定による届出に係る前条第一項の規定による記録をした日又は第六十九条の二第五項において準用する第十五条の二第三項後段の規定による記録をした日から五年間保存しなければならない。

(証明書の交付)

第七十二条の三 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者は、国土交通大臣に対し、第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(自動車検査官)

第七十四条 国土交通大臣は、国土交通省の職員のうちから自動車検査官を任命し、この章に規定する自動車(検査対象外軽自動車を含む。)の検査、第五十四条第一項から第三項まで及び第五十四条の二(第三項、第四項及び第七項を除く。)の規定による処分並びに第五十四条第四項(第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による勧告に関する事務を執行させるものとする。

2 (略)

(自動車の指定)

(検査記録)

第七十二条 国土交通大臣は、本章に規定する自動車の検査及び自動車検査証の交付、記入、返納及び再交付に関する事項を、政令で定めるところにより、第六条第一項の電子情報処理組織によつて、自動車登録ファイル(検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査ファイル、二輪の小型自動車にあつては二輪自動車検査ファイル)に記録するものとする。

2 (略)

(自動車検査官)

第七十四条 国土交通大臣は、国土交通省の職員のうちから自動車検査官を任命し、この章に規定する自動車(検査対象外軽自動車を含む。)の検査、第五十四条第一項から第三項までの規定による処分及び同条第四項(第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による勧告に関する事務を執行させるものとする。

2 (略)

(自動車の指定)

第七十五条 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、自動車をその型式について指定する。

2～6 (略)

(装置の指定)

第七十五条の二 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、第四十一条各号に掲げる装置のうち国土交通省令で定めるもの(以下「特定装置」という。)をその型式について指定する。

2～7 (略)

(目的)

第七十六条の二 軽自動車検査協会は、軽自動車の安全性を確保し、及び軽自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため軽自動車の検査事務を行い、併せてこれに関連する事務を行うことを目的とする。

(役員の欠格条項)

第七十六条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 (略)

二 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備、販売、引取り、解体若しくは破砕の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 (略)

(評議員会)

第七十六条の二十三 (略)

2 (略)

3 評議員は、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全について学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第七十五条 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止を図るため、申請により、自動車をその型式について指定する。

2～6 (略)

(装置の指定)

第七十五条の二 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止を図るため、申請により、第四十一条各号に掲げる装置のうち国土交通省令で定めるもの(以下「特定装置」という。)をその型式について指定する。

2～7 (略)

(目的)

第七十六条の二 軽自動車検査協会は、軽自動車の安全性を確保し、及び軽自動車による公害を防止するため軽自動車の検査事務を行い、あわせてこれに関連する事務を行うことを目的とする。

(役員の欠格条項)

第七十六条の十八 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 (略)

二 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 (略)

(評議員会)

第七十六条の二十三 (略)

2 (略)

3 評議員は、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止について学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の兼職禁止)

第七十六条の二十五 職員は、自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備、販売、引取り、解体若しくは破砕の事業を営み、これらの事業の業務に従事し、又はこれらの事業を営む者の団体の役員若しくは職員となつてはならない。

(保安基準適合証等)

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車に保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章(第十六条第一項の申請に基づき一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書)を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

2 (略)

3 自動車検査員は、第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。

4 (略)

5 新規検査又は予備検査(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。)に際し、当該自動車に係る一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに有効な保安基準適合証の提出があつた

(職員の兼職禁止)

第七十六条の二十五 職員は、自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営み、これらの事業の業務に従事し、又はこれらの事業を営む者の団体の役員若しくは職員となつてはならない。

(保安基準適合証等)

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車に保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章(第十六条第一項の申請に基づき抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車)にあつては、保安基準適合証(を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

2 (略)

3 自動車検査員は、第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一でなければ、第一項の証明をしてはならない。

4 (略)

5 新規検査又は予備検査(第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた乗用自動車又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。)に際し、当該自動車に係る抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には

場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣（第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会。次項及び次条第三項において同じ。）に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

6～8（略）

第九十七条の二（略）

2 国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会）は、前項の書面の提示がないときは、継続検査をしないものとする。

（自動車重量税の不納付による自動車検査証の不交付等）

第九十七条の四 国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会）は、第六十条第一項、第六十二条第二項（第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付し、又は返付する場合において、当該自動車検査証の交付又は返付に係る自動車につき課されるべき自動車重量税が納付されていないときは、当該自動車検査証の交付又は返付をしないものとする。

2（略）

（保安基準の規定の準用）

第九十九条 第四十条から第四十二条までの規定は、道路以外の場所において使用する自動車であつて多数の人員の輸送を行うものその他政令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上特に重要なものの使用について準用する。

（不正改造等の禁止）

第九十九条の二 何人も、第五十八条第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第九十七条の三第一項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣（第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会。次項及び次条第三項において同じ。）に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

6～8（略）

第九十七条の二（略）

2 国土交通大臣（第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会）は、前項の書面の提示がないときは、継続検査をしないものとする。

（自動車重量税の不納付による自動車検査証の不交付等）

第九十七条の四 国土交通大臣（第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会）は、第六十条第一項、第六十二条第二項（第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付し、又は返付する場合において、当該自動車検査証の交付又は返付に係る自動車につき課されるべき自動車重量税が納付されていないときは、当該自動車検査証の交付又は返付をしないものとする。

2（略）

（保安基準の規定の準用）

第九十九条 第四十条から第四十二条までの規定は、道路以外の場所において使用する自動車であつて多数の人員の輸送を行うものその他政令で定める保安上又は公害防止上特に重要なものについて準用する。

(情報管理センターに対する照会)

第九十九条の三 国土交通大臣は、情報管理センターに対し、国土交通省令で定めるところにより、解体報告記録に関し、必要な事項を照会することができる。

(報告徴収及び立入検査)

第一百条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

一・二 (略)

三 引取業者

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 情報管理センター

2) 4 (略)

(手数料の納付)

第一百零二条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。))は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(第四号又は第九号から第十一号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会)に納めなければならない。

一 (略)

二 変更登録、移転登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する

(報告徴収及び立入検査)

第一百条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

一・二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

2) 4 (略)

(手数料の納付)

第一百零二条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。))は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(第七号から第九号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会)に納めなければならない。

一 (略)

二 変更登録、移転登録又は第十六条第一項の抹消登録を申請する者

者

三 第十五条の二第五項又は第十六条第八項の規定による一時抹消登録

証明書の交付を受ける者

四 輸出予定届出証明書の交付を申請する者

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 自動車検査証返納証明書又は第七十二条の三の規定による証明書の

交付を申請する者

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

2 前項第一号から第四号まで、第七号、第九号から第十二号まで又は第十四号に掲げる者の同項の手数料の納付は、協会に納める場合を除き、

国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしな

ければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に

関する法律(平成十四年法律第 号)第三条第一項の規定により、

前項第一号から第四号まで、第七号、第九号から第十二号まで又は第十

四号の申請等を電子情報処理組織を使用して行う場合に限り、国土交通

省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

3 (略)

(経過措置)

第百四条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は

改廃する場合には、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制

定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経

過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定める。

第百六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若し

くは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

者

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

自動車検査証返納証明書の交付を申請する者

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

2 前項第一号、第二号、第五号、第七号から第十号まで又は第十二号に

掲げる者の同項の手数料の納付は、協会に納める場合を除き、国土交通

省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしな

らばならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に

関する法律(平成十四年法律第 号)第三条第一項の規定により、前項第一

号、第二号、第五号、第七号から第十号まで又は第十二号の申請等を電

子情報処理組織を使用して行う場合に限り、国土交通省令で定めるとこ

ろにより、現金をもつて納めることができる。

3 (略)

(経過措置)

第百四条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は

改廃する場合には、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制

定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経

過措置を定める。

一 第六十三条の二第五項の規定による命令に違反した者

二 第六十三条の三第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第六十三条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第百六条の三 第九十八条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 六 (略)

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第十一条第四項、第二十条第一項若しくは第二項、第三十条第六項、第三十六条、第三十六条の二第六項(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)、第三十六条の二第八項(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二第七項、第五十八条第一項、第六十九条第二項又は第九十九条の二の規定に違反した者

二 第五十四条第二項又は第五十四条の二第六項の規定による処分に違反した者

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項(同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条第三項若しくは第五項、第十九条、第二十条第四項、第五十四条の二第四項、第六十三条第六項、第七十三条第一項(第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。)、又は第九十八条第三項の規定に違反した者

二 (略)

第百六条の二 第九十八条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 六 (略)

第百八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第十一条第四項、第二十条第一項若しくは第二項、第三十条第六項、第三十六条、第三十六条の二第六項(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)、第三十六条の二第八項(第七十三条第二項において準用する場合を含む。)、第五十八条第一項又は第六十九条第二項の規定に違反した者

二 第五十四条第二項の規定による処分に違反した者

第百九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項(同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条第三項若しくは第五項、第十九条、第二十条第四項、第六十三条第六項、第七十三条第一項(第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。)、又は第九十八条第三項の規定に違反した者

二 (略)

三 第十五条の二第一項本文の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をして輸出した者

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定による命令又は指示に違反した者

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十六条第三項、第三十条第一項、第五十二条、第六十三条の三第四項、第六十九条の二第一項、第八十一条(第九十四条の九において準用する場合を含む。)、第八十二条第二項(第八十三条第二項において準用する場合を含む。)、第九十四条の四第三項又は第一百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

四 第十五条の二第一項ただし書、第十六条第五項又は第六十九条の二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして輸出した者

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 第一百条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

2 (略)

第一百十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 第五十四条第一項の規定による命令に違反した者

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

第一百十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十条第一項、第五十二条、第六十三条の三第三項、第六十三条の四第一項、第八十一条(第九十四条の九において準用する場合を含む。)、第八十二条第二項(第八十三条第二項において準用する場合を含む。)、第九十四条の四第三項又は第一百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 第六十三条の四第一項又は第一百条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

2 (略)

第一百十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第六十六条の二 二億円以下の罰金刑
- 二 第七十七条から前条まで（同条第一項第八号及び同条第二項を除く。）
各本条の罰金刑

第一百二十二条 第十五条の二第四項（第十六条第七項又は第六十九条の第二五項において準用する場合を含む。）、第十八条第二項（第六十九条の三において準用する場合を含む。）、第二十七条第三項、第二十八条第一項（第二十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項第四項後段、第六十九条第一項、第七十五条第四項、第八十九条第一項（第九十四条の九において準用する場合を含む。）又は第九十四条第二項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三十万円以下の過料に処する。
 - 一 三（略）

従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、第七十七条から前条まで（同条第一項第七号及び同条第二項を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十一条の二 第六十三条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

第一百二十二条 第二十七条第三項、第二十八条第一項（第二十八条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条第四項後段、第六十九条第一項、第七十五条第四項、第八十九条第一項（第九十四条の九において準用する場合を含む。）又は第九十四条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

- 2 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、二十万円以下の過料に処する。
 - 一 三（略）

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>第二条（略） 三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五条）第百二条第一項（第五号、第六号、第八号及び第十三号を除く。）の規定により手数料を納付するとき。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第二条（略） 三 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五条）第百二条第一項（第三号、第四号、第六号及び第十一号を除く。）の規定により手数料を納付するとき。</p>

改正案

現行

附則

附則

（自動車取得税の非課税等）

（自動車取得税の非課税等）

第三十二条（略）

第三十二条（略）

8 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十三号）第二条の規定による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号。以下本項において「特別措置法」という。）第十二条第一項の規定により政令で定める日以降に適用されるべきものとして定められた窒素酸化物排出基準（以下本項において「窒素酸化物排出基準」という。）又は粒子状物質排出基準（以下本項において「粒子状物質排出基準」という。）に適合する自動車のうち道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下本項から第十一項までにおいて「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるもの（以下本項において「特定基準適合車」という。）の取得（当該取得をした者が当該自動車の主たる定置場を特別措置法第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域（以下本項において「窒素酸化物対策地域」という。）内又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域（以下本項において「粒子状物質対策地域」という。）内に置いて使用する場合の自動車の取得（第四項の規定の適用がある場合の自動車の取得及び第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に限る。）に対して課する自動車取得税の税率は、窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車のうち道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十八年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車

8 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十三号）第二条の規定による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号。以下本項において「特別措置法」という。）第十二条第一項の規定により政令で定める日以降に適用されるべきものとして定められた窒素酸化物排出基準（以下本項において「窒素酸化物排出基準」という。）又は粒子状物質排出基準（以下本項において「粒子状物質排出基準」という。）に適合する自動車のうち道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準（以下本項から第十一項までにおいて「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車

は粒子状物質対策地域内に主たる定置場を置いて当該自動車を使用する者が、当該自動車を引き続き窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に主たる定置場を置いて使用する場合における当該自動車に限る。）につき特別措置法第十三条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する自動車の種別及び車齢に応じ政令で定める日前（総務省令で定める期間内に限る。）に道路運送車両法第十五条第一項の申請に基づく永久抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして特定基準適合車を取得した場合（総務省令で定める場合に限る。）には、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一（四）（略）

9 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第四項の規定の適用がある場合の自動車の取得、第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得で政令で定めるもの及び前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、同条の規定により昭和五十八年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものにつき政令で定める日前（総務省令で定める期間内に限る。）に同法第十五条第一項の申請に基づく永久抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして政令で定める自動車を取得した場合（総務省令で定める場合に限る。）には、当該取得が平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、百分の〇・五を控除した率とする。

地域内に主たる定置場を置いて当該自動車を現に使用する者が、当該自動車を引き続き窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に主たる定置場を置いて使用する場合における当該自動車に限る。）につき特別措置法第十三条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する自動車の種別及び車齢に応じ政令で定める日前（総務省令で定める期間内に限る。）に道路運送車両法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして特定基準適合車を取得した場合（総務省令で定める場合に限る。）には、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一（四）（略）

9 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第四項の規定の適用がある場合の自動車の取得、第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得で政令で定めるもの及び前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、同条の規定により昭和五十八年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものにつき政令で定める日前（総務省令で定める期間内に限る。）に同法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして政令で定める自動車を取得した場合（総務省令で定める場合に限る。）には、当該取得が平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、百分の〇・五を控除した率とする。

<p>改正案</p>	<p>第四十一条（略） 4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法第十五条の二第五項又は第十六条第二項の規定による一時抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十五条の二第五項又は第十六条第二項の一時抹消登録証明書を交付しないものとする。</p>
<p>現行</p>	<p>第四十一条（略） 4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法の規定による抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十六条第二項の抹消登録証明書を交付しないものとする。</p>

改正案	現行
<p>（<u>抵当権者に対する通知</u>）</p> <p>第十六条 国土交通大臣は、<u>抵当自動車について道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録をしたときは、遅滞なく、抵当権者に通知しなければならない。同法第十五条の二第一項の規定による輸出抹消仮登録の申請又は同法第十六条第一項の規定による一時抹消登録の申請を受理したときも同様である。</u></p> <p>（<u>抵当権の実行</u>）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 国土交通大臣は、前項の規定により抵当権の実行の手続をすることができる期間内及び抵当権の実行の終わるまでの期間内は、第一項の自動車について道路運送車両法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録及び同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録をすることができない。</p> <p>4 買受人が代金を納付したときは、第一項の自動車について道路運送車両法第十五条の二第一項の規定による輸出抹消仮登録の申請又は同法第十六条第一項の規定による一時抹消登録の申請がなかつたものとみなす。</p>	<p>（<u>抵当権者に対する通知</u>）</p> <p>第十六条 国土交通大臣は、<u>抵当自動車について道路運送車両法による抹消登録をしたときは、遅滞なく、抵当権者に通知しなければならない。同法第十六条第一項の規定による申請を受理したときも同様である。</u></p> <p>（<u>抵当権の実行</u>）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 国土交通大臣は、前項の規定により抵当権の実行の手続をすることができる期間内及び抵当権の実行の終わるまでの期間内は、第一項の自動車について抹消登録をすることができない。</p> <p>4 買受人が代金を納付したときは、第一項の自動車について道路運送車両法第十六条第一項の規定による申請がなかつたものとみなす。</p>

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十三号）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（合衆国軍隊等に対する道路運送法等の適用除外）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 合衆国軍隊及び国際連合の軍隊には、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四条、第十九条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第四十条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十四条、第五十四条の二、第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第九十七条の三、第九十九条、第九十九条の二及び第一百条の規定は、適用しない。</p>	<p>（合衆国軍隊等に対する道路運送法等の適用除外）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 合衆国軍隊及び国際連合の軍隊には、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四条、第十九条、第二十九条、第三十一条から第三十三条まで、第四十条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十四条、第五十六条、第五十八条、第六十三条、第六十六条、第七十三条第一項、第九十七条の三、第九十九条及び第一百条の規定は、適用しない。</p>

<p>改正案</p>	<p>1 （略） 附則抄</p> <p>6 国土交通大臣は、附則第四項に規定する建設機械については、道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録をするまでは、第四条の規定による打刻をすることができない。</p>
<p>現行</p>	<p>1 （略） 附則抄</p> <p>6 国土交通大臣は、附則第四項に規定する建設機械については、道路運送車両法第十五条又は第十六条の規定による抹消登録をするまでは、第四条の規定による打刻をすることができない。</p>

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自動車検査証の返納等） 第九条（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る土砂等運搬大型自動車であつて、道路運送車両法第十五条の二第五項又は第十六条第二項の規定による一時抹消登録をしたものについては、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了するまでは、同法第十五条の二第五項又は第十六条第二項の一時抹消登録証明書を交付しないものとする。</p>	<p>（自動車検査証の返納等） 第九条（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る土砂等運搬大型自動車であつて、道路運送車両法の規定による抹消登録をしたものについては、前二条に規定する土砂等運搬大型自動車の使用の禁止の期間が満了するまでは、同法第十六条第二項のまつ消登録証明書を交付しないものとする。</p>

改正案	現行
<p>第三十四条（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法第十五条の二第五項又は第十六条第二項の規定による一時抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十五条の二第五項又は第十六条第二項の一時抹消登録証明書を交付しないものとする。</p>	<p>第三十四条（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法の規定による抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十六条第二項の抹消登録証明書を交付しないものとする。</p>

自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（検査法人の目的）</p> <p>第三条 自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）は、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の検査に関する事務のうち、自動車が同法第四十六条に規定する保安基準（以下「保安基準」という。）に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。</p>	<p>（検査法人の目的）</p> <p>第三条 自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）は、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の検査に関する事務のうち、自動車が同法第四十六条に規定する保安基準（以下「保安基準」という。）に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止を図ることを目的とする。</p>